

佐倉市青年就農給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人・農地プラン 集落において地域の将来像や地域の中心となる経営体等について話し合い等により作成された計画であって、市長が認めたものをいう。
- (2) 家族経営協定 夫婦間で締結する農業経営に関する協定であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 夫婦が共同で経営計画及び役割分担を決めていること。
 - イ 夫婦が相互に責任ある経営を共同で行っていること。
 - ウ 当該農業経営から生じる損益が夫婦各々に帰属すること。

(給付金の対象者)

第3条 給付金の交付の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則として45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を有し、又は親族以外の者から農地を賃借していること。
 - イ 主要な農業機械及び施設を所有し、又は賃借していること。
 - ウ 生産物や生産資材等を自己の名義で出荷し、又は取引していること。
 - エ 農産物等の売上げや経費の支出等の経営収支を自己の名義の通帳及び帳簿で管理していること。
 - オ 農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、承継する農業経営に従事してから5年以内に農業経営を開始すること。この場合において、農業法人を承継する場合は、個人又は世帯員のみで構成される法人でなければならない。
- (4) 第6条第1項の規定により提出された経営開始計画（別記様式第1号）

の内容が次に掲げる基準に適合していること。

ア 農業経営を開始してから5年を経過するまでに農業（農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等の関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画が実現可能であると見込まれること。

- (5) 人・農地プランにおいて中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実に見込まれていること。
- (6) 個人の場合にあっては、原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付等を受けていないこと。
- (7) 平成21年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- (8) 農業経営を既に開始している者にあっては、前年の総所得が250万円未満であること。

2 前項に定めるもののほか、夫婦で農業経営を開始する場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に共有していること。
- (3) 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実に見込まれていること。

3 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、第1項各号に定めるもののほか、当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランにおいて中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実に見込まれていること。この場合において、新規就農者は経営開始後5年を経過していない農業者でなければならない。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、1人当たり年間150万円とし、半年ごとに半額を交付することを基本とする。

- 2 夫婦で農業経営を開始した場合は、夫婦合わせて年間225万円とする。
- 3 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該新規就農者についてそれぞれ年間150万円とする。
- 4 前3項の場合における給付の期間は、最長で5年間とし、このうち平成23年度以前に経営を開始した者に係る給付の期間は、経営開始後5年度目分までとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、青年就農給付金（経営開始型）給付申請書（別

記様式第2号)とする。

- 2 第7条第1項の規定により交付の決定の通知を受けている者は、当該交付決定通知書の写しを添付することにより、前項の給付申請書の添付書類を省略することができる。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間内及び交付期間が終了してから3年の間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告を市長に提出すること。
- (2) 経営開始計画を作成し、市長の承認を受けること。

- 2 前項の経営開始計画は、第3条の交付要件を満たし、給付金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があるものであることを要する。この場合において、必要に応じて関係者で面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めるものとする。

(経営開始計画の承認)

第7条 経営開始計画を承認又は否認したときは、審査結果(変更)通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定により承認を受けた者が経営開始計画を変更するときは、経営開始計画変更申請書(別記様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合にあっては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定に係る通知は、給付金交付決定(変更)通知書(別記様式第5号)によるものとする。

- 2 申請者の住所が他市町村にあり、当該他市町村に給付金の制度があるときは、市長は、当該他市町村と必要な調整を行った上で、交付の決定をするものとする。

(変更の申請)

第9条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、青年就農給付金(経営開始型)給付変更申請書(別記様式第6号)とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に定める実績報告書は、就農状況報告(別記様式第7号)とする。

- 2 前項の就農状況報告を受けたときは、市長は、県普及指導機関等の関係機関と協力し、給付金を交付している間、経営開始計画に即した計画的な就農が行われているかどうか実施状況を確認し、必要において、関係機関と連携

して適切な指導を行うものとする。この場合において、当該確認は、第2号の確認を除き、就農状況確認チェックリスト（別記様式第8号）を用い、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 経営開始計画達成に向けた取組状況について、受給者への面談
- (2) 次に掲げる事項についてのほ場確認
 - ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。
 - イ 農作物を適切に生産していること。
- (3) 作業日誌及び帳簿の確認

3 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年の間に転居した場合は、転居後1か月以内に、住所変更届（別記様式第9号）を提出しなければならない。

（交付の請求）

第11条 規則第16条第1項に定める請求書は、請求書（別記様式第10号）とする。

（額の確定）

第12条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、交付確定通知書（別記様式第11号）によるものとする。

（交付の中止等）

第13条 受給者は、給付金の受給を中止するときは、市長に中止届（別記様式第12号）を提出しなければならない。

2 受給者は、病気などのやむを得ない理由により農業経営を休止するときは、市長に休止届（別記様式第13号）を提出しなければならない。

（交付の停止）

第14条 市長は、受給者が次に掲げる事項に該当するときは、給付金の交付を停止し、給付金停止通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する交付要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を休止した場合
- (3) 第10条第1項の就農状況の報告を行わなかった場合
- (4) 第10条第2項第2号の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合
- (5) 交付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限る。）が250万円以上であった場合

2 前項各号に掲げる事項に該当しなくなった場合において、給付金の受給を再開しようとするときは、当該給付金の交付の停止を受けた者は、市長に受給再開届（別記様式第15号）を提出するものとする。

附 則（平成25年 5月20日付け決裁25佐農第 41号）
この要綱は、平成25年 8月12日から施行する。